

議案第 1 号

桶川都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）

令和 7 年 1 1 月 1 1 日
桶川市

桶川都市計画生産緑地地区の変更（桶川市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中、第54号、第85号及び第91号生産緑地地区を廃止する。
- 2 都市計画生産緑地地区中、第145号生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
第145号生産緑地地区	約0.20ha	

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

理 由 書

本理由書は、桶川都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものである。

1 桶川都市計画における位置等

桶川都市計画生産緑地地区第54号、第85号、第91号及び第145号

2 変更の必要性

主たる農業従事者の死亡又は生産緑地の指定の告示の日から起算して30年経過したことによる、市への買取り申出及び他の農業従事者へのあっせんがともに不調であったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除され、生産緑地としての指定要件を満たさなくなったことから、都市計画生産緑地地区を変更するものです。

3 変更の内容

【第54号、第85号及び第91号生産緑地地区】

新		旧		内容
名称	面積	名称	面積	
廃止	—	第54号生産緑地地区	約0.10ha	行為制限の解除により地区を廃止する。
廃止	—	第85号生産緑地地区	約0.18ha	行為制限の解除により地区を廃止する。
廃止	—	第91号生産緑地地区	約0.18ha	行為制限の解除により地区を廃止する。

【第145号生産緑地地区】

新		旧		内容
名称	面積	名称	面積	
第145号生産緑地地区	約0.20ha	第145号生産緑地地区	約0.24ha	地区の一部についての行為制限の解除により面積及び区域を変更する。

生産緑地地区 変更概要書

<経緯の概要>

1	県知事協議	令和7年10月 2日
2	県知事回答	令和7年10月17日
3	案の縦覧公告	令和7年10月21日
4	案の縦覧	令和7年10月21日から 令和7年11月 4日まで <縦覧結果> 縦覧者数 0人 意見書の提出数 0人
5	市都市計画審議会	令和7年11月11日
6	都市計画決定(変更)告示	令和7年11月下旬(予定)
7	図書の写しの送付	令和7年12月上旬(予定)

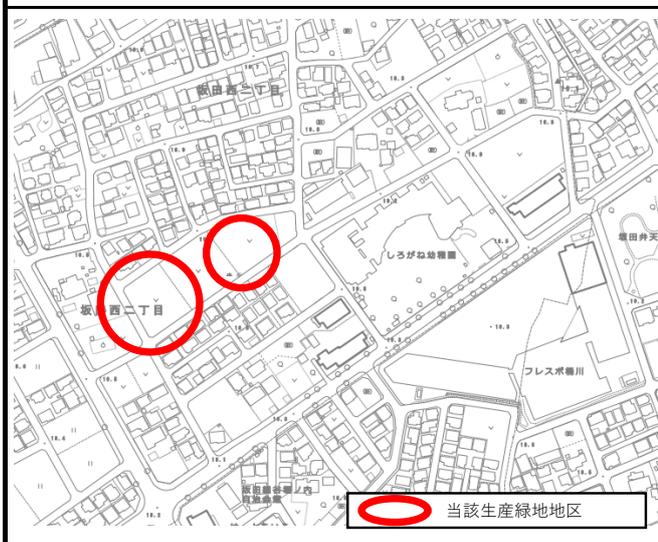
変 更 概 要 書

生産緑地番号	第145号	全部・一部の別	一部
買取り申出日	令和7年5月19日	行為制限の解除日	令和7年8月19日
買取り申出事由	指定の告示の日から30年経過したため		
所在地	坂田西2-27-4		
都市計画決定面積 (ha)	【変更前】 約0.24ha 【変更後】 約0.20ha		
現 況 面 積 (㎡)	【変更前】 2,401㎡ 【変更後】 2,003㎡ < 廃止面積 > 398㎡		

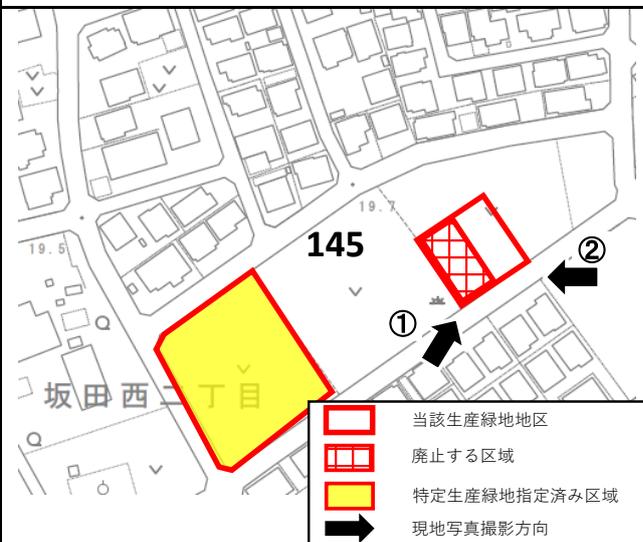
備 考

- ・ 地区の一部を廃止するため、買取り申出が提出された。（指定の告示から30年経過）
- ・ 法第14条の規定に基づき、当該部分についての行為制限が解除された。

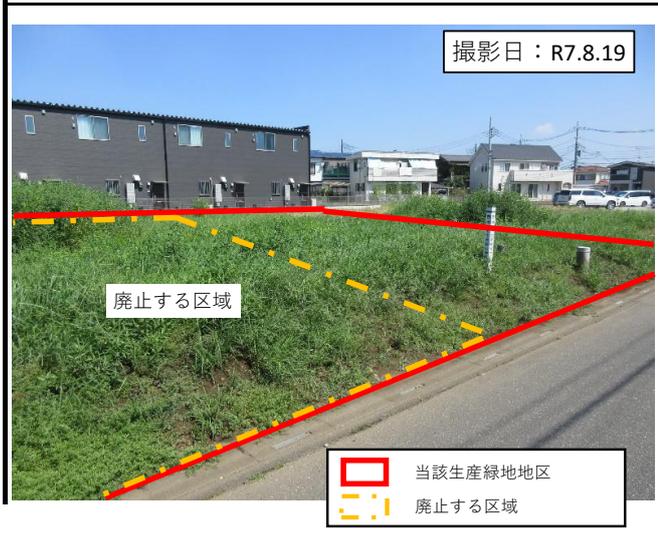
案内図



位置図



現地写真①



現地写真②

